

やわらかな春風を頬に感じ、心華やぐ頃になりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 労働安全衛生法施行令の一部を改正（厚生労働省）

令和3年7月19日に公表された「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」の内容を踏まえ、労働安全衛生施行令の一部を改正する政令、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令が令和4年2月24日に公布された。ラベル表示、SDSの交付及びリスクアセスメントの実施を行わなければならない化学物質等として234物質が追加されるといった改正が行われ、令和5年4月1日から施行（一部令和6年4月1日から施行）される。

[もっと詳しく](#)

[厚生労働省（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について）\(PDF\)](#)

② 令和3年度第2回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会を開催（厚生労働省）

令和4年3月1日、令和3年度第2回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会がオンライン形式で開催された。審議後修正資料（令和3年3月17日掲載）によれば、令和5年春以降にPFOA関連物質の第一種特定化学物質の指定、PFOA関連物質使用製品の輸入禁止措置等が予定されている。

[もっと詳しく](#)

[厚生労働省（令和3年度第2回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会 資料）](#)

③ 食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度における既存物質の取扱いについて（厚生労働省）

令和4年3月23日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会が開催され、食品用器具及び容器包装で従来から使用されている既存物質に対するポジティブリストの再整理について検討が行われた。既存物質については引き続き使用可能とすることを基本とし、今後新たなリスト案が公表される予定である。

[もっと詳しく](#)

[厚生労働省（令和4年3月23日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（オンライン会議）資料）](#)

[厚生労働省（資料2 既存物質におけるポジティブリストの改編と物質の整理の内容）\(PDF\)](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① 泡消火剤中のPFASに対する制限提案文書の公表（ECHA）

ECHAは、泡消火剤に含まれるペル/ポリフルオロアルキル化合物（PFAS）について、EU全体での上市、使用及び輸出を制限するための提案文書を公表した。本提案について、2022年9月23日まで意見募集が行われている。

[もっと詳しく](#)

[ECHA（Proposal to ban 'forever chemicals' in firefighting foams throughout the EU）](#)

[ECHA（In overweging gegeven beperkingen）](#)

[ECHA（Comments for Annex XV restriction report）](#)

② D4に対するTSCAリスク評価のための最終スコープ文書を公表（米国EPA）

米国EPAは、オクタメチルシクロテトラシロキサン（D4）のTSCAリスク評価について、最終スコープ文書（final scope document）を公表した。本文書では、リスク評価に関するEPAの計画等が記載されている。

[もっと詳しく](#)

[米国EPA（EPA Releases Final Scope Document for Manufacturer-Requested Risk Evaluation of D4）](#)

特集：「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」の答申について

先月号まで紹介した「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」の内容に関連して、今月号では、掲題の答申の内容について紹介します。

厚生労働大臣は「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について労働政策審議会に対し諮問を行い、これを受けて同審議会安全衛生分科会で審議が行われ、令和4年3月23日に審議会より妥当であるとの答申がありました。答申の内容は、大きく以下の2つに分かれています。

1. 労働安全衛生規則関係

① 事業場における化学物質に関する管理体制の強化

化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任の義務化、雇入れ時等教育の拡充

② 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

SDS等による通知方法の柔軟化、「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新、SDS等による通知事項の追加及び含有率表示の適正化、事業場内で別容器に保管する際の措置の強化

③ リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化

リスクアセスメント結果等の記録の作成と保存、労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示、リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務、化学物質への直接接​​触の防止

④ 化学物質の自律的な管理の状況に関する労使等のモニタリング

衛生委員会の付議事項の追加

⑤ 化学物質に起因するがんの把握の強化：がん等の遅発性疾病的把握の強化

2. 特化則等*（有機則、特化則、鉛則、四アルキル鉛則、粉じん則等）関係

① 化学物質管理の水準が一定以上の場合、個別規則の適用除外

② 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

③ ばく露の程度が低い場合における健康診断の頻度の緩和

各項目についての施行日が決まり、関係省令の改正が進められる予定です。詳細は、厚生労働省のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24724.html）をご確認ください。

* 特化則等：特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、粉じん障害防止規則、四アルキル鉛中毒予防規則

～CERIでは作業リスクアセスメント支援、SDS作成を承っています。お気軽にお問い合わせください。～

お知らせ

○国際医薬品原料・中間体展（CPhI Japan）に出展します！

2022年4月20日(水)～22日(金) @東京ビッグサイト ([CPhI Japan公式ホームページ](#))

出展社プレゼンテーション (4月22日(金)11:00～11:30)

～改正GMP省令対応！PDE設定のポイントと*in silico*評価活用例のご紹介～

○「消費者の私たちにできること」のページを公開しました。

Webサイト「[ここからはじめる！化学物質管理](#)」の中に消費者の方が楽しく学べる

「消費者の私たちにできること」のページをオープンしました。

「製品表示を見よう！」のマンガをご家族や友人などの身近な方と一緒にご覧ください！



ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当：茅島、佐野)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@cerij.jp